動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （毒薬及び劇薬）<br>**第百六十三条**　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（同表劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の六並びに同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十四及び第十二号の二十六に掲げるものを除く。）であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。 | （毒薬及び劇薬）<br>**第百六十三条**　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（同表劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の六並びに同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十四及び第十二号の二十四に掲げるものを除く。）であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。 |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。